

【 検 査 】

259 I g G₄の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD014「41」 I g G₄の算定は、原則として認められる。
 - (1) ミクリッツ病
 - (2) 自己免疫性膵炎
 - (3) 後腹膜線維症
 - (4) リーデル甲状腺炎
 - (5) キュットネル腫瘍
 - (6) I g G₄関連疾患のみ
- ② 治療中（ステロイド投与初期）のD014「41」 I g G₄の連月の算定は原則として認められる。
- ③ 経過観察時のD014「41」 I g G₄の算定は、原則として3か月に1回認められる。
- ④ 次の傷病名に対するD014「41」 I g G₄の算定は、原則として認められない。
 - (1) 胆嚢炎
 - (2) 腎臓病
 - (3) 肺炎
 - (4) 肝疾患
 - (5) 後腹膜炎
 - (6) 硬膜炎

○ 取扱いを作成した根拠等

I g G₄は、免疫グロブリンG（I g G）の4種のサブクラスの1種で、I g G₄関連疾患で高値を示す。

①に掲げる傷病名（ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍）は、いずれもI g G₄関連疾患であり、高I g G₄血症が診断基準の一つとされている。

以上のことから、ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍、I g G₄関連疾患のみに対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、④に掲げる傷病名（胆嚢炎、腎臓病、肺炎、肝疾患、後腹膜炎、硬膜炎）では、I g G₄関連疾患に特異的な変動が見られないことより、これらの

傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

なお、I g G₄ 関連疾患に対してはステロイド投与が有効であることより、ステロイド投与開始初期における、当該検査の連月の算定は原則として認められるが、病状が安定した各疾患の経過観察期間は、3 か月に 1 回の当該検査が妥当と判断される。